

○総務省告示第 号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百十一条の四第一項、第二項及び第五項の規定に基づき、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

令和七年 月 日

総務大臣 村上 誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	別表第一（第二条関係） 衆議院小選挙区選出議員の選挙、参議院選挙区選出議員の選挙又は都道府県知事の選挙において政見放送を行うことができる基幹放送事業者		
	区分	テレビジョン放送	ラジオ放送
改正前	別表第一（第二条関係） 衆議院小選挙区選出議員の選挙、参議院選挙区選出議員の選挙又は都道府県知事の選挙において政見放送を行うことができる基幹放送事業者		
	区分	テレビジョン放送	ラジオ放送
〔備考 略〕	滋賀県	びわ湖放送株式会社	株式会社京都放送 株式会社エフエム滋賀
	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔備考 同上〕	大阪府	朝日放送テレビ株式会社 株式会社毎日放送 関西テレビ放送株式会社 テレビ大阪株式会社 読売テレビ放送株式会社	朝日放送ラジオ株式会社 株式会社ラジオ大阪 株式会社MBSラジオ
	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔備考 同上〕	徳島県	四国放送株式会社	四国放送株式会社 株式会社エフエム徳島
	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔備考 同上〕	愛媛県	株式会社テレビ愛媛 株式会社あいテレビ	南海放送株式会社 株式会社エフエム愛媛
	〔略〕	〔略〕	〔略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。